

特定非営利活動法人プラチナ美容塾  
役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人プラチナ美容塾(以下「当法人」という)の定款第18条に基づき、理事および監事(以下「役員」という)に支給する報酬に関して、基本事項を定めるものである。

(報酬の決定)

第2条 役員報酬は理事会で協議したうえで、支給対象者(全役員の3分の1を超えないものとする)及び支給金額を理事長が決定することができる。ただし、この時の報酬額は、一人月額15万円を上限とする。

(当面の措置)

第3条 前条にかかわらず、事業が軌道に乗ったと判断され、次条に基づく理事会の承認が得られるまでの間、常勤及び非常勤にかかわらず、役員報酬は一切支給しない。ただし、旅費等の実費等、職務を執行するために要した費用は支給することができる。

(役員報酬の開始)

第4条 役員報酬の支給開始については、報酬総額を含む予算の変更、および支給開始に対する理事会の承認を必要とする。

(本規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は理事会の決議を経て行う。

(補足)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附則 平成29年10月19日制定・施行